

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第4号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	化製場等に関する法律 化製場等に関する条例	法令の番号	昭和23年法律第140号 昭和59年佐賀県条例第21号	
手 続 名	化製場の許可取消、使用禁止等(1/4)	根 拠 条 項	法第7条、条例第4条の4	
処 分 基 準	<p>知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、法第6条の2の規定による命令に違反したときは、法第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。</p> <p>法第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>当該と畜場の設置者又は管理者が、条例第4条の4の規定による条例第4条の2各号のいずれかに該当するに至ったとき 条例第4条の2各号 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p>			
	対応 区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	保健所 保健所 交付 機関

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	化製場等に関する法律 化製場等に関する条例	法令の番号	昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号 昭和 5 9 年佐賀県条例第 2 1 号
手 続 名	化製場の許可取消、使用禁止等 (2 / 4)	根 拠 条 項	法第 7 条、条例第 4 条の 4
処 分 基 準	<p>六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>八 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。)に第 2 号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>九 第 2 号から第 7 号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>第 4 条の規定に基づく条例(化製場等に関する条例、昭和 5 9 年佐賀県条例第 2 1 号)</p> <p>1 化製場構造設備 原料貯蔵室及び化製室を有すること。 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。</p> <p>1 . 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>2 . 内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも 1 . 2 メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。</p> <p>3 . 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>4 . 臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。</p> <p>5 . 昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。</p> <p>汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>汚物だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p>		
	対応 区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関
			目次 NO

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	化製場等に関する法律 化製場等に関する条例	法令の番号	昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号 昭和 5 9 年佐賀県条例第 2 1 号
手 続 名	化製場の許可取消、使用禁止等 (3 / 4)	根 拠 条 項	法第 7 条、条例第 4 条の 4
処 分 基 準	<p>汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、又は搬出する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。</p> <p>原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>		
	<p>2 死亡獣畜取扱場</p> <p>解体室を有すること。</p> <p>1 . 解体室の床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>2 . 解体室の内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも 1 . 2 メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。</p> <p>3 . 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>4 . 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ及び汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>5 . 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>6 . 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、若しくは搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。</p> <p>7 . 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>8 . 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>9 . 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>		
対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	保健所 保健所 交付 機関
			目次 NO

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律 化製場等に関する条例	法令の番号	昭和23年法律第140号 昭和59年佐賀県条例第21号
手続名	化製場の許可取消、使用禁止等（4/4）	根拠条項	法第7条、条例第4条の4
処分基準	<p>死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、当該区域が埋却場である旨を明示する立札その他の設備及び当該区域を明示する障壁その他の設備が設けられていること。</p> <p>死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場には、当該死亡獣畜を完全に焼却することができる構造の焼却炉及び燃焼により発生する臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。</p> <p>第5条の措置 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気処理を十分にすること。 4 その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 <p>(条例第4条)</p> <p>感染症予防のために消毒等の措置を講ずること。</p> <p>化製場等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の発生を防止するため、速やかに行うこと。</p> <p>死亡獣畜を解体し、又は埋却しようとする場合は、獣医師の診断書又は検案書によりその適否を確認すること。</p> <p>解体した死亡獣畜の肉、皮、骨、臓器等を運搬する場合は、これらが飛散流出せず、かつ、臭気及び汚液が漏出しない構造の容器を使用すること。</p> <p>死亡獣畜を埋却する場合は、地下水の汚染を防止するための措置を講ずるとともに、1.5メートル以上覆土すること。</p>		
	対応区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関
			保健所 目次 NO